

社会福祉法人 桐生療育双葉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性職員の育児休業等取得率を70%以上にし、くるみん認定を目指す。

<対策>

- 各年 4月～ 職員へのアンケート調査、問題点の洗い出し
- 各年 4月～ 育児休業・産後パパ育休制度（令和4年度改正）と育児休業取得推進に関する方針について、管理職・指導職を対象とした研修の実施
- 各年 4月～ 職員会議等で制度説明会の実施し周知
育児休業の取得希望者を対象とした制度説明会・相談会の実施（随時）

目標2：介護休業制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 各年 4月～ 介護休業制度（平成29年1月改正）について、管理職・指導職へ制度説明会の実施
- 各年 4月～ 職員会議等で制度説明会の実施
介護休業取得希望者を対象とした制度説明会・相談会の実施（随時）

目標3：育児休業及び介護休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供を行う。

<対策>

- 各年 4月～ 電話やメールなどにより、休業中の職員と連絡を密にし、業務の進捗状況の報告など情報提供し、復職しやすい環境を整える。
- 各年 4月～ 休業後に職員が、復職しやすくするため、休業中の職員に資料送付等による情報提供を行う制度を導入・実施する。